

判決年月日	平成 2 4 年 5 月 1 6 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 2 部
事 件 番 号	平成 2 3 年（行ケ）第 1 0 2 4 4 号		
○ 本件商標「三相乳化」について、パンフレット等における使用の事実を認め、商標法 50 条 1 項に基づく登録取消審判請求を不成立とした審決を維持した事例			

（関連条文）商標法 5 0 条

1 事案の概要

被告は、平成 1 6 年 6 月 4 日、指定商品を第 3 類「せっけん類、化粧品、香料類」とする下記本件商標の登録を受けたが（商標登録第 4 7 7 6 6 9 9 号）、平成 2 2 年 8 月 4 日、原告から商標不使用を理由とする登録取消審判請求がされた（取消 2 0 1 0－3 0 0 8 5 8 号、予告登録の日は平成 2 2 年 8 月 2 3 日）。特許庁は、平成 2 3 年 6 月 2 3 日、商品パンフレット等における本件商標と同一の商標の使用の事実を認定し、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決をした。そこで、原告が審決の取消を求めて訴えを提起したのが本件訴訟である。

（本件商標）

三相乳化

2 裁判所の判断

裁判所は、主として次のとおり判示して、審決の判断は誤りでないとし、原告の請求を棄却した。

(1) 被告が平成 1 7 年 5 月以降継続して作成し、平成 1 9 年 1 月ころ以降に化粧品等と同送したことが認められる本件パンフレット（甲 1 1）には、後記記載 1，2 の記載があるところ、各記載中の「三相乳化」の文字部分は本件商標の外観と同じ態様で、他の部分の文字の態様と対比すると、見る者の注意を特に惹くものとなっている。本件パンフレットが宣伝広告媒体たる性格を帯びていることや記載 1，2 の内容にも照らせば、「三相乳化」の文字態様は同送した商品に関して自他商品識別機能を果たし、また商品広告機能を果たしているといえることができる。一方、「三相乳化」の語は未だ一般的な用語になっているものではなく、油化学等の知識に疎い一般の需要者が原告が主張するような技術的な意味を理解して記載 1，2 に接するものとはいえない。そうすると、記載 1，2 における「三相乳化」の記載は商標的使用に当たり、予告登録前 3 年以内に本件商標を商品の広告に付して使用したといえることができる。

(記載 1)

「**三相乳化**をご存知ですか」

人間の皮脂の仕組みは水・油・水と三つの相でくっつきあってできています。

アオイ生物科学では、30年以上前から人間の皮脂の仕組みに注目し、**三相乳化**と呼ばれる技術を取り入れ化粧品を作りました。

基礎化粧品は、人間の皮脂の仕組みに限りなく近い天然の素材で三相にくっつきあっていないと、つまり三相に乳化されていないと肌に浸透しません。

天然素材で**三相乳化**されたアオイ生物科学の基礎化粧品を毎日使い続けると、どのようなタイプの肌の方でも透き通った清潔で健康なお肌を取り戻します。

(記載 2)

21世紀は**三相乳化**の
基礎化粧品が
あなたの人生観を変えます

(2) 被告が本件訴訟で提出する能書(乙2)、試供品送付用封筒(乙4)等によっても、被告が予告登録前3年以内に本件商標を商品の広告に付して使用した事実を認めることができる。